

SDGs
未来都市 入間市



受益者負担見直しガイドライン

2026年2月

— IRUMA PURPOSE —

心豊かでいられる、
「未来の原風景」を創造し伝承する。

入間市企画部企画課デジタル行政推進室

趣旨・目的

【受益者負担の考え方】

市が提供している様々なサービスや公の施設の管理運営に係るコストは、サービスを利用する方からの使用料等と市税等の公費によって賄っており、結果的にサービスを利用しない方も、税金によるコストを負担しています。

そのため、サービスの提供に係るコストを意識しながら、利用者に応分の負担を求める「受益者負担の原則」に基づき、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保し、「受益と負担の適正化」を図ることが重要です。

【現状】

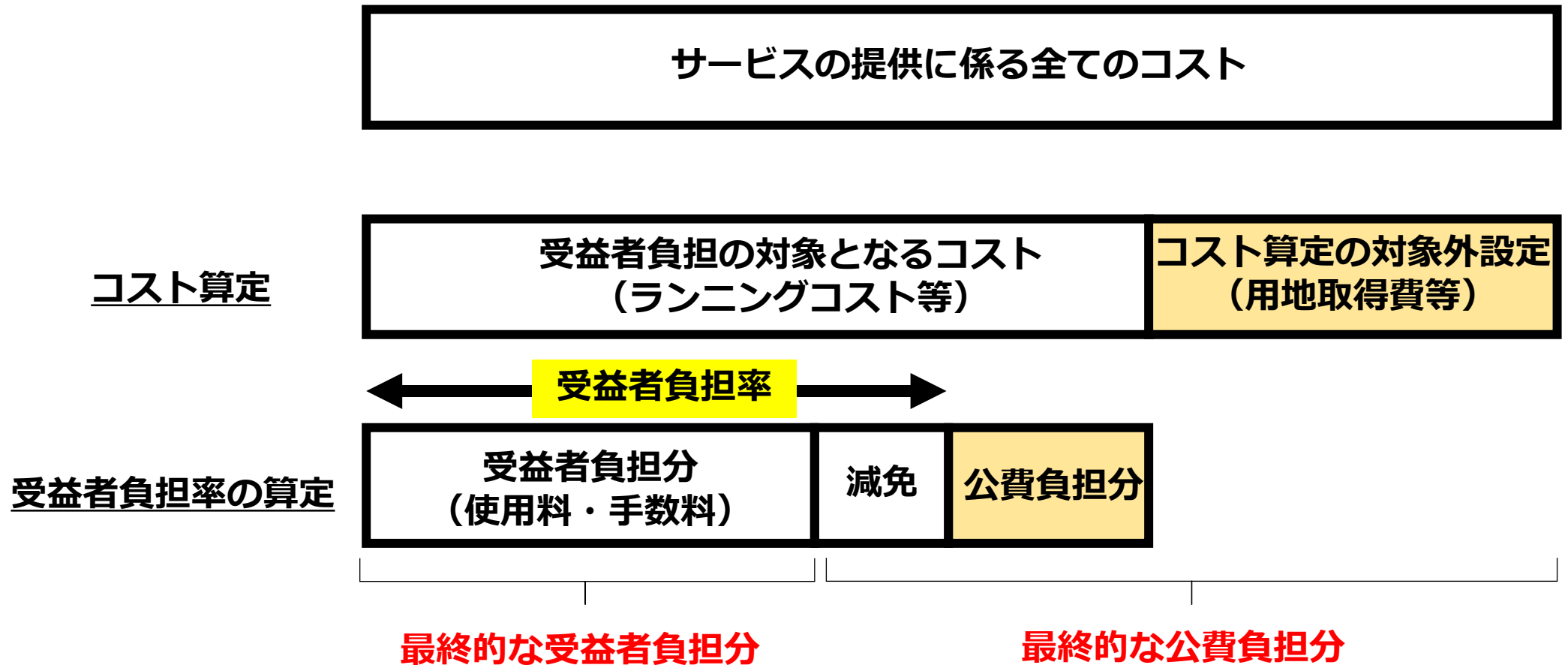
現在の市の使用料等の額は、各種サービスを利用する方としない方との「受益と負担の適正化」の考え方に基づく、統一的な基準により設定されたものとは言い難い状況となっています。

【ガイドラインの策定】

しかしながら、今後も公の施設の利用や証明書発行等のサービスを持続的に提供していくためには、行政と民間の役割分担や、民間における同種・類似サービスの提供の状況などを踏まえて、受益者が負担すべき割合を明確にする必要があります。このため、ここで新たに受益者負担見直しのためのガイドラインを策定することとします。

受益者負担の算定の考え方と算出方法

受益者負担のイメージ



受益者負担の算定の考え方と算出方法

対象となるサービス

【使用料】 全ての公の施設（指定管理者がその管理する公の施設の利用に係る料金を含む）

【手数料】 特定の者の便益に供するために、公の役務の提供を行う全てのサービス（分担金含む）

法律や国庫補助基準等によりサービスの使用料・手数料の考え方、計算方法が定められており、市に裁量がない場合（近傍同種施設、類似のサービスを理由とするものは非該当）は、本考え方の対象外とします。

ただし、設定金額の妥当性については、個別に検証を行います。

なお、上記以外に、法令等に基づく負担金又は事業実施に伴い利用者等から徴収する法令等に基づかない費用など、市が市民等から徴収する費用についても、本考え方の趣旨に沿って受益者負担を設定します。

使用料の算定

【現状】

サービスとして提供する公の施設は、道路・公園・福祉施設など市民に必要な施設ですが、収益性が見込めず、民間によるサービス提供がされにくい施設から、プール・テニスコートなど、収益性が見込まれ、民間においても同様のサービスを提供している施設まで、幅広く存在しています。

【基本的な考え方】

このため、公の施設に関する使用料の基準を設定する際、全ての施設において、一律に受益者負担割合を設定することは適当ではありません。各施設におけるサービスの性質に応じて、「公共関与の必要性」と「収益性」という2つの基準の組み合わせによって、4つに区分し、それぞれの区分に応じて受益者負担の割合を設定します。

使用料の算定

(1) コストの考え方と使用料の算定方法

① **コストの種類** 全ての施設について、サービスの提供に係るコストを算定し、受益者負担率を乗じることで使用料を算定します。コストの算定にあたっては、**施設の管理運営に必要なランニングコストで算定**します。なお、施設建設に要した建設費、土地購入費等の**イニシャルコストについては、公共の福祉の増進のために市が設置した施設であるという点を踏まえ、施設の利用機会は全ての市民にあることから市民全体で負担するコストとし、使用料の考え方においては対象外とします**。ただし、現状より市民サービスを上げるための**付加価値的整備等を行う場合は、対象とします**。

・ランニングコスト

公の施設の管理運営に係るコスト	人件費	受付、使用料の徴収、保守点検等の事務など、通常の施設の管理運営に係る職員等人件費（賃金含む）
	物件費等	光熱水費、施設・設備の保守点検委託料、施設・設備の修繕費、消耗品・備品購入費、通信運搬費など、通常の施設の管理運営に係る物件費等

② 使用料の算定方法

・貸切利用の施設の場合

ホールや会議室、体育館など、ある一定の区画を貸切で利用する場合については、1室ごとに1㎡当たりのコストを算出したうえで、利用面積、利用時間、利用率を乗じてコストを算定します。なお、貸室の性質（会議室や調理室など）や時間帯により差異を設けることは妨げません。

・不特定多数が利用する施設の場合

博物館やプールなど、不特定多数の個人が同時に利用できる、入場料などを徴収する施設の場合、サービスの提供に係るコストを施設利用者数で除してコストを算定します。

使用料の算定

(2) 受益者負担率の考え方

【基準】

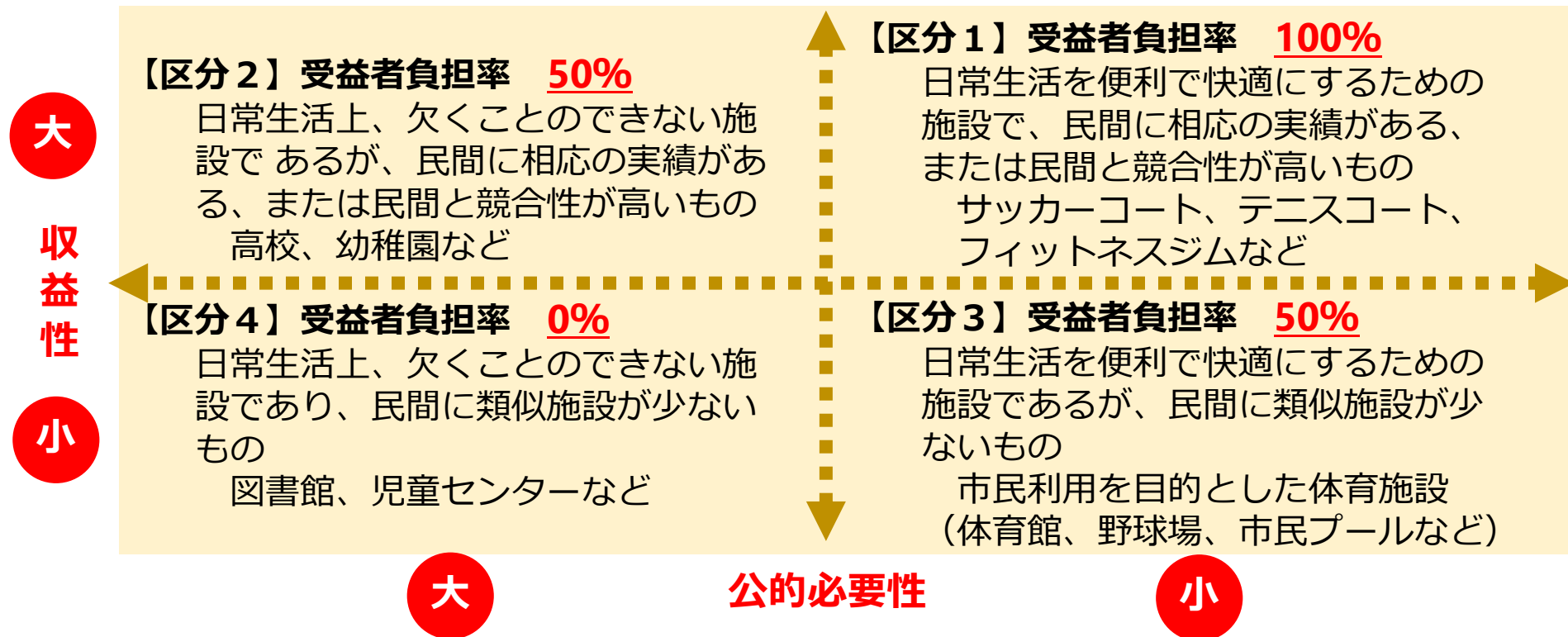
① 公共関与の必要性

日常生活に欠くことができない施設か、日常生活の便益を向上させる施設か

② 収益性

民間に類似施設が少ないか、民間と競合性が高いか

・ 公の施設の性質に応じた標準的な受益者負担の考え方



手数料の算定

【基本的な考え方】

証明書発行等の全てのサービスについて、サービスの提供に係るコストを算定し、受益者負担率を乗じることで手数料を算定します。コストの算定にあたっては、サービスの提供に必要なランニングコストとシステム導入などに要したイニシャルコストを合わせたフルコストで算定します。なお、イニシャルコストは、手数料の算定を行う時点における総コストを耐用年数で除した額（＝減価償却費）を計上します。

手数料の算定

(1) コストの考え方と手数料の算定方法

① コストの種類

・ランニングコスト

サービスの提供に係るコスト	人件費	受付、手数料の徴収、帳票発行事務など、サービスの提供に係る職員等人件費（賃金含む）
	物件費等	光熱水費、機器の保守点検委託料、機器の修繕費、消耗品・備品購入費、通信運搬費など、サービスの提供に係る物件費等

・イニシャルコスト

システム導入等に係るコスト	システム導入等に要した経費
---------------	---------------

※各種サービスの提供のみに要するコストを対象とし、通常業務で使われている備品や機器などを利用してサービスを提供している場合は、公費による負担が適当とみなし、対象外とします。

② 手数料の算定方法

サービスの提供に係るコストを算出し、年間処理件数で割った1件当たりのコストが手数料の金額となります。

(2) 受益者負担率の考え方

手数料は、特定の者の便益の用に供するサービスの対価であることから、そのコストは受益者が**原則100%負担**することとします。

最終的な使用料等の設定

(1) 使用料等の改定限度額

原則、本考え方により使用料等を設定することを目標としますが、改定に伴い大幅な増額が生じることで、利用者に過度の負担が生じることなどが考えられることから、**段階的に使用料等の適正化を図ることができるものとし**ます。現行の使用料等を増額する場合には、新たな使用料等が、現行の使用料等の2倍を超えない額若しくは、現行の使用料等が1,000円未満のものについては、**増額幅が1,000円を超えない額を目安と**します。

(2) 周辺自治体や民間の同種・類似サービスとの調整

広域的に競合するサービスで、周辺自治体や民間の同種・類似の使用料等より新たな使用料等が高額となることに伴って、利用率が低下し、**結果的にさらに収入が減少することが予想される場合や、著しく低額となり民間の営利事業を圧迫する場合などは、個別に調整するものとし**ます。

(3) 政策的料金の設定

証明書のコンビニ交付サービスの手数料を窓口での料金よりも安く設定することで、政策的にコンビニ交付機の活用促進の方向に誘導するなど、**政策的に公費負担の割合を増減する必要がある場合は、個別に調整するものとし**ます。ただし、政策的料金は恒久的なものではなく、政策的料金を設定した当初の目的の達成状況等を勘案し、定期的に使用料等の見直しの検討を行うこととします。

最終的な使用料等の設定

(4) 指定管理者制度による利用料金制を採用している施設

指定管理者制度を導入している施設についても、本考え方により使用料を設定します。ただし、利用料金制を採用している施設については、条例に規定する使用料（附属設備等の使用料を規則に委任している場合は規則に規定する使用料も含む。）の額を上限として指定管理者が市の承認を得て定めることになるため、**使用料を見直す場合は指定管理者への影響を考慮して検討するものとします**。指定期間開始に合わせて検討することが望ましいですが、現指定管理者の管理期間であっても、調整が可能な場合は最適な手法を検討することとします。

なお、市が行う指定管理料の積算にあたっては、本考え方にに基づき市が設定した使用料の額により算定を行うこととします。

(5) その他（市外居住者向けの使用料等の設定など）

市外居住者や商業活動等の営利を目的として施設を利用するものなど、サービスの受益者の中には、市税等の公費を投入することが適切ではない場合があります。そのため、個々の事情に鑑み、受益者負担率を別に定めることや**受益者負担率100%以上の特別料金を設定することができる**ものとします。ただし、特別料金の設定により、増収分以上のコストが発生する恐れがある場合には、導入しないこととします。例えば、居住地確認のため、機械による発券から人による発券への変更や、システム改修費が必要になるなど、導入コストが増収見込みを上回る場合となります。

減免規定について

【基本的な考え方】

使用料等については、公の施設やサービスごとに、一定の行政目的の達成などのために減免措置が必要な場合があります。現行においても、条例や規則の規定に減免となる場合を定め、減免の取り扱いを行っています。

減免措置はあくまで受益者負担の例外であり、例外が際限なく広がることは、「受益と負担の適正化」に反することとなるため、その取り扱いにあたっては、公の施設やサービスの性格と減免の対象となる場合とを十分に検討し、**時々の社会情勢に合わせて適切に見直し**を行うこととします。

減免の取り扱いにあたり、高齢者、障害者、子どもといった配慮が必要な方への対応等に共通する考え方として、減免の標準例を設定します。なお、次頁の事由は、あくまで標準例です。したがって、**減免事由を全施設について統一するものではありません。**

標準例を採用しないことや標準例以外の減免を行うことを妨げませんが、類似・同種施設、サービスごとの考え方を統一することとします。

減免規定について

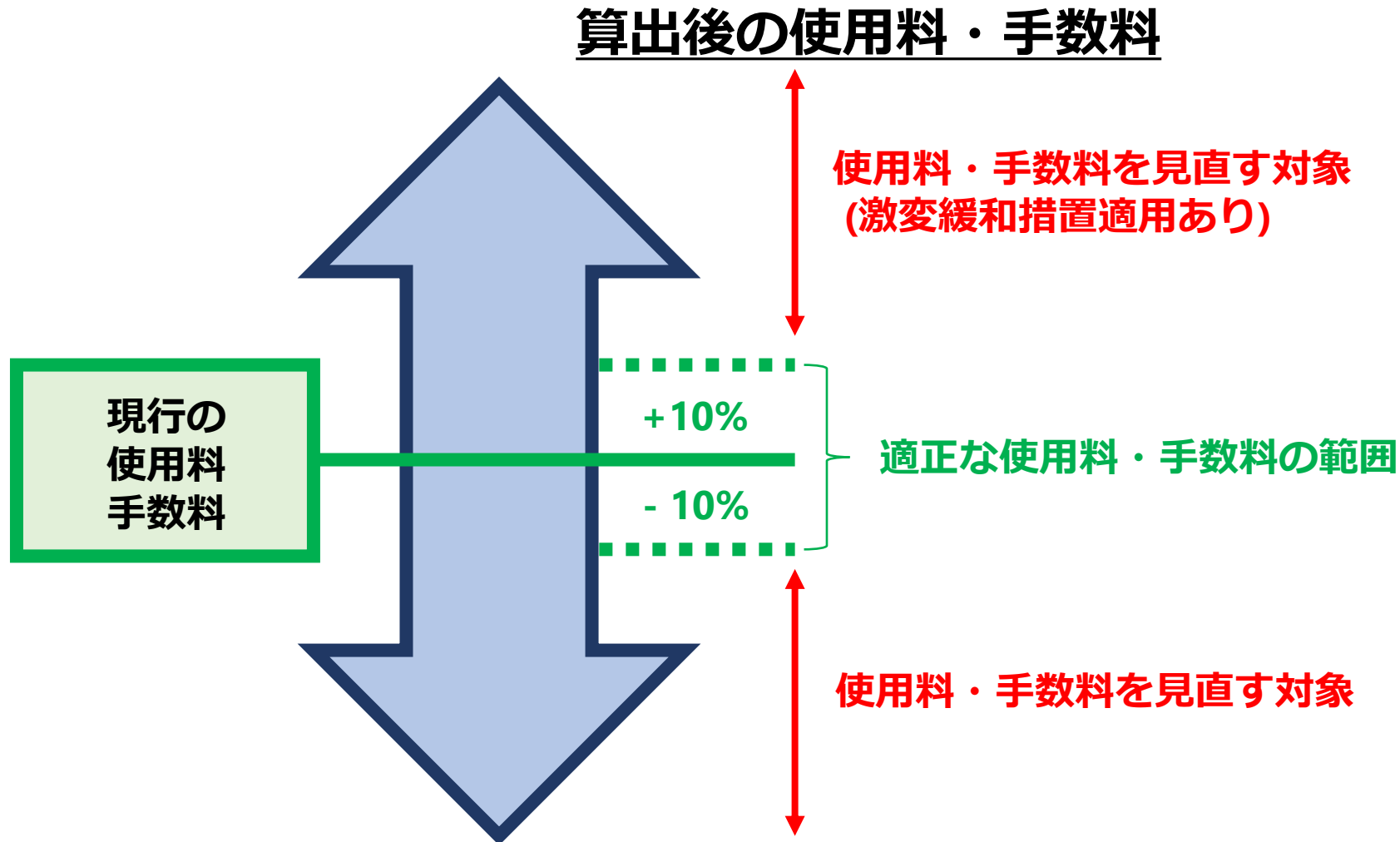
(減免の標準例)

使用料	全額減免	ア 市内の小学校・中学校（中等教育学校）、特別支援学校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合
	5割減免	ア 市内の高校（私立含む）が正規の教育課程で利用する場合
		イ 70歳以上の個人が利用する場合
		ウ 障害（身体・知的・精神）のある個人及び介助者が利用する場合
手数料	全額減免	ア 法令の規定により無料で取り扱うことができるとされている場合
		イ 法令に基づき国又は他の地方公共団体から事務上の必要により請求があった場合
		ウ 生活保護世帯（保護費に含まれるものを除く）、市民税非課税世帯
		エ 被災等の理由により必要な場合（罹災証明書を持参し、当該被災に係る申請に限る）
		オ 本市事業に協力する場合（例：公園清掃に伴うごみ処分など）

使用料等の見直しについて

(1) 使用料等を見直す目安

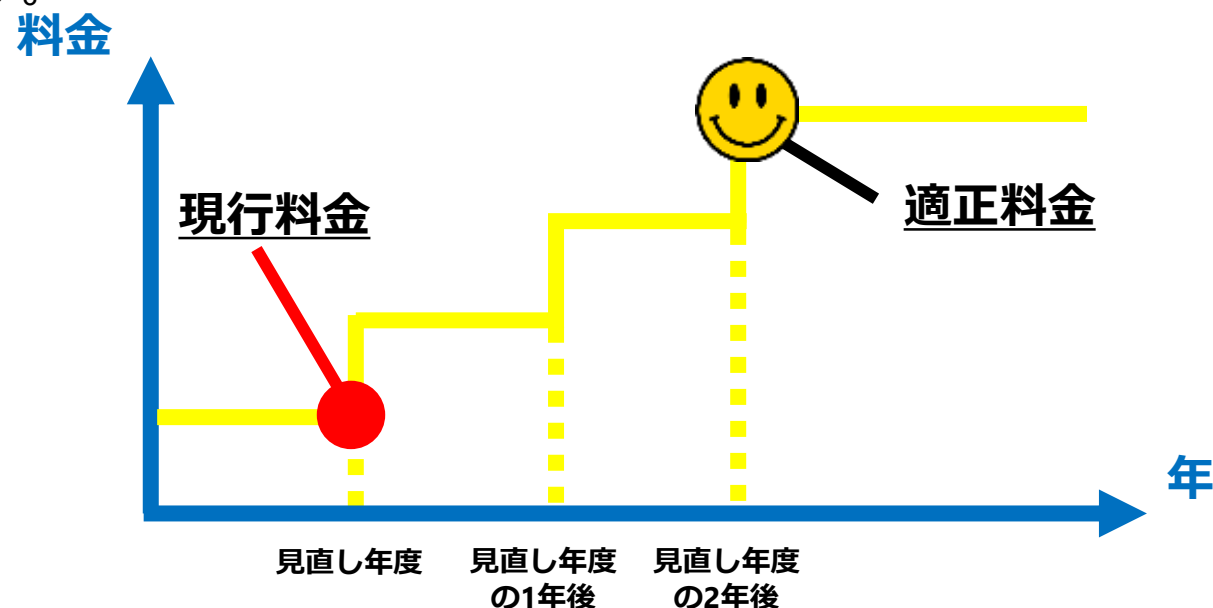
利用者負担の安定性を確保するため、使用料・手数料を算出した結果、現行金額との乖離が±10%以下であれば、現行料金を継続することとし、±10%を超えるものについては見直しの対象とします。



使用料等の見直しについて

(2) 激変緩和措置

受益者負担額が大幅に変更となる場合、利用者の活動等に影響を及ぼすため、急激な受益者負担額の上昇に配慮した上で料金を見直します。激変緩和措置として、改定後の料金は現行料金の概ね 1.5 倍を上限（従来の料金が廉価な場合はこの限りではない）とし、**原則、3年以内に適正料金に見直す**こととします。



★激変緩和措置の内容等については、負担増の状況により検討することとします。

(3) 見直し期間等の設定

3年ごとに見直すこととします。ただし、社会経済情勢や物価の変動、利用者数、消費税率の改定など、大きな変化があった時には、その都度、適切に反映させることとします。